

くらしの鍵情報

▶市民とのふれあいトーク

市長が市民の皆さんと直接対話し、市政やまちづくりについて意見交換を行う「市民とのふれあいトーク」を開催します。あわせて、市内の団体のもとへ市長が出向く「出張！ ふれあいトーク」も受付開始します。皆さんの声をお聞かせください。

市民とのふれあいトーク(定期開催)

- 時・所** ① 4月26日(日) 10:00～中央公民館
② 5月10日(日) 10:00～吉田産業会館
③ 5月17日(日) 10:00～分水福祉会館
- 用** 不要。当日直接会場にお越しください。
- 他** 保育ルームを設置します。希望者は事前に申込みが必要です。4月17日(金)までに電話にて/当日の様子は、後日、動画配信を予定しています。

「出張！ ふれあいトーク」の申込はこちら▼

詳細はこちら▶

☎ 広報秘書課 広報広聴係
☎ 77・8363



出張！ ふれあいトーク

- 市内の団体・グループが主催する会合などに、市長が直接伺います。
- 用** 市内在住・在勤・在学者で構成する5人以上の団体・グループ
- 用** 希望日の30日前までに申込フォームまたは所定の申込書を提出(申込内容を審査のうえ承認・不承認を決定) ※議会会期中および年末年始は原則実施不可
- 開催場所** 市内(施設使用料は申込者負担)
- 開催時間** 1時間程度
- 他** 要望・陳情、個人的な相談を目的とした申込みは不可。



桜咲こめ

「つは推し！リポーター」
燕市の魅力を伝える
広報活動のお手伝い役

【略語の説明】

時とき 所ところ 対対象 定定員 内内容 料料金 持持ち物
他その他 申申込 問問合せ ファクス 電子メール
「つばめ元気ががやきポイント事業」5ポイントメニュー
※料金、申込の記載がないものは「無料」、「申込不要」
※燕地区と吉田・分水地区間のには市外局番 0256 が必要です。

市役所受付時間は開庁日の8:30～17:15
夜間など緊急の連絡は市役所代表 ☎ 92・1111 へ

PICK UP

▶障がいのある人を対象とした各種手当制度のご案内

いずれの制度も利用には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

制度名	対象	手当額
① 在宅重度心身障害児者等介護手当	おおむね次の障がいを有する65歳未満の在宅重度心身障がい児者などの常時介護を要する人と同居し、月20日以上介護している人 ●身体障害者手帳1級・2級 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳1級所持者および特定疾患者 ※審査あり。介護保険サービスを利用している場合は対象外	●通所・通学 月額1万円 ●常時在宅 月額2万円
② 特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者で、おおむね次の障がい重複する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳1級・2級 ●知能指数20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がい程度は目安です。審査後障がいの程度により、支給基準に該当しない場合もあります。施設などへ入所している場合は対象外	月額3万450円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
③ 障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児で、おおむね次の障がいを有する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳1級・2級 ●知能指数20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がい程度は目安です。審査後障がいの程度により、支給基準に該当しない場合もあります。施設などへ入所している場合は対象外	月額1万6,560円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
④ 特別児童扶養手当	おおむね次の障がいを有する20歳未満の重度・中度の心身障がい児を監護している父母または養育している人 【1級障がい】 ●身体障害者手帳1・2級の一部、下肢3級の一部 ●療育手帳A ●上記と同程度以上の状態にある人 (身体障がい、知的障がい、または精神障がいなど) 【2級障がい】 ●身体障害者手帳3・4級の一部 ●療育手帳Bの一部 ●上記と同程度以上の状態にある人 (身体障がい、知的障がい、または精神障がいなど) ※施設などへ入所している場合は対象外	●1級 月額5万8,450円 ●2級 月額3万8,930円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
⑤ 在宅重度重複障害者介護見舞金	次の全てを満たす人 (1)療育手帳Aの交付を受けている人 (2)身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の障がい区分の2つ以上に当てはまる人 ●視覚障害1級・2級 ●聴覚障害2級 ●肢体不自由1級・2級 ●内部障害1級 ※施設などへ入所している場合は対象外(入院は支給対象)	月額2万円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり

☎ ①～④ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 77・8172
☎ 三条地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 ☎ 0256・36・2232

▶軽自動車税の減免申請を受け付けします

身体に障がいのある人が、自家用車などを所有し使用する場合に、軽自動車または普通自動車いずれか1台に限り、減免を受けることができます。なお、障がいの区分や自動車検査証上の名義人によっては、減免の対象にならない場合もあります。

時 4月24日(金)～5月25日(月)

持 申請書/運転免許証の写し/マイナンバーカードまたは通知カード/軽自動車税納税通知書(5月15日(金)以前に申請する場合は不要)/身体障害者手帳または療育手帳など/自動車検査証の写し/通院・通学証明書など(運転する人が障がい者本人でない場合。ただし同一生計者に限る) ※通院証明書については前年度に減免を受けている人であれば診察券でも可

他 普通自動車税の減免については、三条地域振興局 県税部収税課 (☎ 0256・36・2212) へお問い合わせください。

☎ 税務課 市民税2係 ☎ 77・8144

詳細はこちら▶



▶連休に伴う「おでかけきららん号」の予約受付について

5月4日(祝)～6日(休)までの間、「おでかけきららん号」は運休止、予約センターも休業します。

【運行日と予約受付日】

運行日	予約受付日
5月7日(休)	4月27日(月)
5月8日(金)	4月28日(火)
5月11日(月)	4月30日(木)
5月12日(火)	5月1日(金)
5月13日(水)	5月7日(木)
5月14日(木)以降	通常通り1週間前から

※予約は先着順。午前中は予約の電話が混み合い、つながりにくいことがあります。

☎ ①おでかけきららん号予約センター ☎ 77・7888 (平日7:45～16:00) / ②都市計画課 都市計画係 ☎ 77・8263



ウェブからも予約可能(利用者登録が必要)▶

